5　改正法附則第九十七条第七項の規定により新法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなされた改正法附則第九十七条第七項各号に掲げる者については、新令第四十条の八第十六項及び第四十八項から第五十項までの規定を適用する。

6　改正法附則第九十七条第九項の規定により新法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなされた改正法附則第九十七条第九項各号に掲げる者については、新令第四十条の八の二第二十二項、第五十四項及び第五十五項の規定を適用する。

7　改正法附則第九十七条第十一項の規定により新法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた改正法附則第九十七条第十一項各号に掲げる者については、新令第四十条の八の三第十項において準用する新令第四十条の八の二第二十二項の規定並びに新令第四十条の八の三第二十四項において準用する新令第四十条の八の二第五十四項及び第五十五項の規定を適用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新令第四十三条の三第三項の規定は、施行日以後に新法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者が同項に規定する不動産の取得をする場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は同条第二項に規定する特例事業者が同項に規定する建築物の新築、改築若しくは同条第一項第三号に規定する増築等をする場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者が同項に規定する不動産の取得をした場合における当該不動産の所有権の移転の登記又は同条第二項に規定する特例事業者が同項に規定する建築物の新築、改築若しくは同条第一項第三号に規定する増築等をした場合における当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第四十八条　施行日から平成二十七年四月三十日までの間における新令第五十一条の規定の適用については、同条中「次条から第五十一条の四まで」とあるのは、「次条及び第五十一条の三」とする。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十九条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の表第四項の項中「法人税法」を「同法」に改める。

第五十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項第二号の改正規定中「第六号」を「第七号」に改める。

第二十五条の八第十三項の改正規定中「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条」に改め、「、同表第二百三十二条の項中「株式等」を「一般株式等」に改め」を削る。

第二十五条の十二の二第二十二項の表第二百六十二条第三項の項の改正規定中「第二百六十二条第三項」を「第二百六十二条第四項」に、「並びに同法」を「、同法」に、「通知書」を「通知書並びに租税特別措置法施行令第二十五条の十三の八第二十三項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定により交付される報告書」に改める。

第二十六条の二十八第一項、第二十六条の二十八の二第四項及び第二十六条の二十八の三第七項の改正規定中「第二十六条の二十八の二第四項」を「第二十六条の二十八の二第五項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五十一条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行令目次の改正規定中「、「第三十九条の百三十」を「第三十九条の百二十八」に」を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行令第二十五条の八第三項第一号の改正規定中「改める」を「改め、同条第十六項の表中「並びに第二百二十二条第二項及び第三項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、「第二百五十八条第三項第一号及び第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加える」に改める。

第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の十二第八項の改正規定の次に次のように加える。

第二十五条の十二の二第二十四項の表中「第二百十九条」を「第二百二十一条の六」に、「並びに第二百十九条第二項第二号」を「、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」に改め、同表第二百二十二条第三項の項中「第二百二十二条第三項」を「第二百五十八条第一項第二号」に改め、「第三十七条の十第一項」の下に「（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」を、「以下」の下に「第三項までにおいて」を、「第三十七条の十第一項」の下に「（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」を加え、同表中

「第二百五十八条第三項第一号及び第二号	第二百五十八条第三項第一号及び第二号

を

総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。））
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）並びに租税特別措置法第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項

」